

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年6月24日(火)午後3時から午後5時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター第3会議室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
20番 加瀬浩市 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

19番 伊藤秀雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 平成26年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

担当職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 26 年度 6 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、21 番林豊委員、23 番大木傳一郎委員を指
名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号、番号 1 番及び 5 番と 6 番は賃借権に関する件、番号 2 番か
ら 4 番までと 7 番から 10 番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 10 番までを議案書をもとに朗読】

番号 1 番から 10 番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 3 番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

2 番 　番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

2 5 番 　番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号4番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1 8 番 　番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1 5 番 　番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

2 1 番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申

請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可後の計画変更申請は、3件でございます。

【議案第2号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、建売分譲住宅2棟用地として計画をしていましたが、計画者が廃業をしたため、畑計239㎡を継承者へ譲渡し、新たに専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、賃貸住宅2棟用地として計画していましたが、賃貸住宅の需要がないため現況畑計272㎡を継承者へ譲渡し、新たに建売分譲住宅1棟を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、賃貸住宅2棟用地として計画していましたが、賃貸住宅の需要がないため畑計232㎡を継承者へ譲渡し、新たに建売分譲住宅1棟を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

23番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号2番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件でございます。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、貸駐車場用地として田441㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として畑239㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、建売分譲住宅(1棟)用地として畑計272㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、建売分譲住宅(1棟)用地として畑計232㎡を譲受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

15番 番号1番について、申請地は第1種農地であると考えますが、周辺の地域において居住する住民の日常生活上必要な施設として、周辺住民から連名による要望書が提出されています。申請者は過去において、同様に貸駐車場用地として許可を受け事業を行いましたが、間もなく転売した経緯があります。その経過を申請者へ確認したところ致し方ない状況でありました。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号2番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号3番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号4番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑2筆の賃借及び畑1筆を売買又は賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、8番岩井淳委員を、選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、8番岩井淳委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、議案第5号、「平成26年度第2次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、伊能正啓委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と

分けて審議、採決します。最初に第1の利用権設定関係の4番について、事務局から説明をお願いします。伊能委員は退席をお願いします。

(伊能委員退席)

伊能委員が退席されましたので第1の利用権設定関係の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の4番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成26年度第2次農用地利用集積計画について」の第1の利用権設定関係の4番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊能委員着席)

議 長 伊能委員が着席されましたので、引き続き議案第5号「平成26年度第2次農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明

をお願いします。

事務局 【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成26年度第2次農用地利用集積計画について」の第1の利用権設定関係の4番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本件につきましては、去る20日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いいたします。

【農地委員長の報告】

5番 本件につきましては、去る6月20日午後2時15分から、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成26年6月13日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを審議いたしました。審査したところ委員から、重要変更の2番について排水先が農業用排水路となっており、排水計画について懸念されるとの意見が出されまし

た。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤幸夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に軽微変更の1番について、事務局から説明をお願いします。伊藤委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席されましたので軽微変更の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の軽微変更の1番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 農業を営む後継者の動向を把握したいので計画者の年齢の記載をお願いしたいと思います。

今回の計画変更の中で再編入があります。農業を振興するために積極的に再編入することを検討していただきたいと思います。

事務局 可能な限り対応したいと思います。

21番 重要変更の2番について、排水計画の詳細について、関係者との協議はされているか、されていない場合指導はされるのか教えてください。

事務局 農業振興地域整備計画変更においては、当該地を除外することに問題ないかを確認いただく段階ですので、事業計画の詳細を求めてはいません。

21番 本計画変更に対する計画地の隣接者の同意状況を教えてください。

事務局 計画地に直接隣接している南側土地所有者からの同意が得られています。

21番 排水計画ですが、放流を予定している排水路の状態を勘案すると、本計画地の排水を処理する能力を持ち合わせていないと思います。農地法第5条の申請時点では整理されるよう指導することは可能ですか。

議 長 申請者へ排水問題について農地法第5条申請が申請されるまでの間に整理されるよう事務局から伝えていただくことでいかがでしょうか。

その他、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の1番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号 平成26年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)	
議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)	

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年6月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。